

# 文化的施設「サービス計画案」検討資料

## — 協議すべき事項 —

1. 施設の管理運営体制（位置付け）
2. 施設の組織体制（協議会組織等）
  - (1) 新組織
  - (2) 既存組織

令和3年12月20日  
企画課文化的施設整備推進室

## ▶素案ver.3／P21（抜粋） … 【参考】変更前（Ver.3）の記載内容

### 第4章 管理運営計画

#### 1. 管理運営・組織体制

文化的施設を統括する施設長のもと、施設の核となる図書館機能と美術館機能の2つのチームについて、新たに司書や学芸員の採用を図り、それぞれ職員を配置し、密接に相互連携する体制を構築します。文化的施設の職員は、「まちの文化が流れ、ひとにひらかれ、ひとが集まる四万十駄場」のビジョン実現のため、まちと情報と町民とをつなぐ役割を果たします。また、その役割を十分に果たせるよう、司書や学芸員の資格取得や研修参加等を奨励し、資質の向上を図ります。文化的施設の業務遂行においては、業務の効率化と町民向けのサービスの質の向上を図ります。職員を中心として、町民有識者や外部有識者、ボランティアグループ、サポータークラブ等の町内外組織とスムーズな連携ができる体制を備え、ハードとソフト両面から町民協働での施設の管理運営を目指します。

#### 2. 協議会組織

文化的施設全体、図書館、美術館等の協議会組織を設置します。

# 既存施設（図書館等）の位置付けと法的根拠

## ▶ 社会教育法（抜粋）

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

（4）所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

（図書館及び博物館）

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

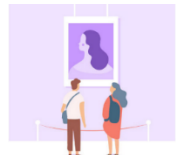


**図書館** … 【根拠法令】 社会教育法(第5条・第9条) → 図書館法(第10条) → 四万十町立図書館設置条例

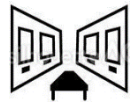


<関連法令> 教育基本法・社会教育法・図書館法 … など

▶ 図書館法第2条 … この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。



**美術館** … 【根拠法令】 四万十町立美術館条例



<関連法令> 教育基本法・社会教育法・文化財保護法・博物館法・美術品の美術館における公開の促進に関する法律 … など

※美術館は、美術品を主たる対象とする専門博物館の一分野とされているが、四万十町立美術館は、博物館法第2条第1項の規定に基づき「登録された博物館」や、同法第29条の規定に基づき「博物館に相当する施設として指定された施設」ではなく、その他設置根拠となる具体的な法律もない。



**博物館** … 【根拠法令】 博物館法



**第2条** この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは…（略）…が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。 → 町内に該当施設なし



**公民館** … 【根拠法令】 社会教育法 <関連法令> 四万十町立公民館条例 → H27.4.1 廃止（町立大正公民館）



### 第5章 公民館

（目的）

**第20条** 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

**第22条** 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

# 【既存施設の役割等】 「図書館」の設置目的及び協議会の役割

## ▶四万十町立図書館設置条例（抜粋）

（設置）

**第1条** 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

**第2条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 四万十町立図書館
- (2) 四万十町立図書館大正分館

**2** 前項に掲げるもののほか、町の地域公共施設に図書館の分室を設置することができる。

（管理及び経費）

**第3条** 図書館は、四万十町教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを管理し、その経費は、町費、補助金その他の収入をもって充てる。

（図書館協議会）

**第7条** 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

**2** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

**3** 委員の定数は、5人以内とする。

**4** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**5** 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

**6～7**（略）

▶**図書館法（抜粋）** 第2章－公立図書館  
（設置）

**第10条** 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

▶**図書館法（抜粋）** 第2章－公立図書館  
（図書館協議会）

**第14条** 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

**2** 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第15条** 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長）が任命する。

## ▶四万十町立図書館管理規則（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この規則は、四万十町立図書館設置条例（平成18年四万十町条例第175号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、四万十町立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

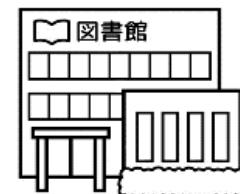
（事業）

**第2条** 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書を収集し、住民の利用に供すること。
- (2) 視聴覚教育資料（以下「資料」という。）を収集し、住民の利用に供すること。
- (3) 図書及び資料の分類配列を適切にし、その目録を整備すること。
- (4) 読書会、研究会、観賞会、資料展示会等の主催及びその奨励を行うこと。
- (5) 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供をすること。
- (6) 個人及び団体に貸出しを行うこと。
- (7) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進を行うこと。
- (8) その他図書館の目的達成のため必要な事業を行うこと。

（図書館協議会委員の公募）

**第5条** 条例第7条に規定する委員のうち、学識経験のある委員1人は、公募により任命することができる。



# 【既存施設の役割等】 「美術館」の設置目的及び審議会の役割

## ▶四万十町立美術館設置条例（抜粋）

（設置）

**第1条** 美術その他芸術文化に関する住民の知識及び教養の向上を図り、文化の振興に寄与するため、四万十町立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第2条** 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。▶ 四万十町立美術館

（管理運営）

**第3条** 美術館は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に従い、健全かつ効率的に運営しなければならない。

（業務）

**第4条** 美術館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示
- (2) 美術に関する専門的な調査研究
- (3) 美術に関する講演会、講習会、研究会等の教育普及活動
- (4) 美術品等の展示のための施設及び設備の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するための必要な業務

（美術品等の管理）

**第8条** 美術館の美術品等は、町長が必要と認める場合のほか、美術館以外の場所で利用することができない。

（運営審議会）

**第22条** 美術館の運営に必要な事項を審議するため、四万十町立美術館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

**2** 運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## ▶四万十町立美術館管理規則（抜粋）←

（美術館運営審議会）

**第17条** 四万十町立美術館運営審議会（以下「運営審議会」という。）は、委員7人以内で組織する。

**2** 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

**第18条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による委員の任期は、現任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第19条** 運営審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

**2** 会長は、会務を総理する。

**3** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

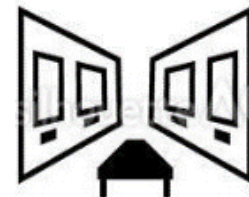
（会議）

**第20条** 運営審議会の会議は、会長が招集する。

**2** 運営審議会の会議においては、会長がその議長となる。

**3** 運営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

**4** 運営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。



- ▶ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の施行（令和元年6月7日公布・施行）



… 社会教育関係法律等の改正

▶ 公立社会教育施設（図書館等）について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管可能

- ・教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能とされた。
- ・これにより、移管された当該地方公共団体においては、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資することが可能となった。

## 第一 改正の概要 【注】一部省略

教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、まちづくりや観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とするもの。

### 1. 公立社会教育機関の所管に関する特例

- (1) 地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、公立社会教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとすることができることとした。
- (2) (1)に伴い、特定社会教育機関は、当該地方公共団体の長が所管することとした。
- (3) (1)に伴い、特定社会教育機関の職員並びに公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会の委員の任命等は、当該地方公共団体の長が行うこととした。

### 2. 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置

- (1) 地教法第23条第1項の条例の定めるところにより特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長（以下「特定地方公共団体の長」という。）は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとし、この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならないこととした。
- (2) 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。また、特定地方公共団体の長は、当該規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 第一 改正の概要 ※前ページ続き

### 2. 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置（続）

- (3) 条例の定めるところによりその長が特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

## 第二 留意事項 【注】一部省略

- (1) 特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合には、その旨を定める条例の制定が必要であるとともに、地教行法第23条第2項に基づき、地方公共団体の**議会**は、当該条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこと。  
また、地教行法第29条に基づき、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合に、教育委員会の意見をきかなければならないこと。
- (2) 地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理・執行することとする公立社会教育機関については、対象とする機関が明確となるよう、条例で定めること。
- (3) 特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、当該事務を除く当該地方公共団体の社会教育に関する事務は引き続き教育委員会が管理・執行するものであること。
- (4) 都道府県が関係法の規定に基づき域内の社会教育機関に関して行う以下のような助言や研修等については、社会教育機関の設置者としての事務ではないことから、特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、教育委員会が引き続き行うこと。なお、必要に応じて当該都道府県立社会教育機関と連携しつつ行うこと。  
< 都道府県教育委員会が行う助言・研修等 >  
② 図書館関係 ・ 司書等に対する研修 ・ 市町村に対して行う総合目録の作成や貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力依頼 など
- (5) 地方公共団体の長が管理・執行することができるのは、条例で定める公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の全てであること。  
なお、事務の一部については、従前のおり、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。
- (7) 地方公共団体の判断により、その長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、当該機関が社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育機関であることには変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要であること。  
また、法律及び法律に基づく基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情報発信、審議会や協議会等の積極的な活用等が重要であること。
- (10) 地教行法第33条第3項に基づき特定地方公共団体の長が特定社会教育機関の管理運営に関する基本的事項に係る規則を定める場合にいう教育委員会との協議については、当該機関を従前所管してきた教育委員会が関与することで、円滑な事務の移行を図り、当該機関における社会教育の適切な実施や、教育委員会が所管する学校教育や社会教育との連携を引き続き確保する観点から行われるものであること。なお、協議の実施は規則制定時を想定していること。

# 公立社会教育施設の首長部局への移管に係る事務手続（フローチャート）

R03.12.20 企画課文化的施設整備推進室

- ▶ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の施行（令和元年6月7日公布・施行） → 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という）の改正

## 公立社会教育施設（図書館等）について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管可能

・法第23条第1項の規定に基づき、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、まちづくりや観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とするもの。

→ 観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資することが可能に。

### ▶ 事務手続フローチャート（簡易版）

【注】 移管されることを前提とした場合

#### ① 社会教育施設（文化的施設）を首長部局に移管することについての事前協議・確認

- ▷ 目的（必要性）やメリット・デメリット等の整理 → 移管案の判断
- ▷ 首長部局と教育委員会、その他附属機関等との事前協議 …… など

#### ② サービス計画（管理運営計画）に対する意見公募手続 → 計画の決定（R4年3月）

- ▷ 令和4年度から5か年のサービス計画における「開館時の管理運営体制及び組織体制の計画（方向性）」として決定

#### ③ 公立社会教育機関のうち、首長部局が管理及び執行する事務（＝特定事務）等の整理

- ▷ 首長部局・教育委員会双方において、事務事業の整理及び組織体制の見直し  
※当該事務を除く社会教育に関する事務は引き続き教育委員会が管理・執行
- ▷ 施設全体の管理運営に係る組織体制案の整備（附属機関等との協議・調整等）

#### ④ 公立社会教育機関を首長部局に移管することに対する町長部局から教育委員会への意見聴取

- ▷ 法第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ⑤ 教育委員会において首長部局に移管することの協議・決定 → 首長部局への回答

#### ⑥ 議会に対し、公立社会教育機関を首長部局に移管するための条例制定(改正)議案を提案

#### ⑦ 公立社会教育機関を首長部局に移管することに対する議会から教育委員会への意見聴取

- ▷ 法第23条第2項 地方公共団体の議会は、前項（＝町長部局への移管）の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

#### ⑧ 公立社会教育機関を首長部局に移管するための条例制定(改正)議案の審議

首長部局への移管決定(議決)後…

#### ⑨ 首長部局における特定社会教育機関の管理運営に関する規則の制定に係る教育委員会への事前協議

#### ⑩ 以下、必要な協議・調整・事務手続（首長部局と教育委員会、附属機関等との連携）

令和5年度（予定）  
令和4年度以降、順次（早期に調整）  
令和3年度

開館前



# 公立社会教育施設の首長部局への移管を可能とすることにより、観光等での活用を促進

～公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース [30年] 管理番号 [35] で検索!

二次元コードからスマホで検索



## ポイント

博物館等の公立社会教育施設の所管を地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から首長部局への移管を可能とすることで、当該施設の観光・地域振興やまちづくり等における機動的・一体的な活用を促進

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による社会教育法、図書館法、博物館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

### 地域の課題

公立社会教育施設を地方創生に役立てたい

博物館等の公立社会教育施設は、観光・地域振興やまちづくりと一体となった柔軟な活用が求められていた



自治体職員

博物館をもっと様々な方法で活用したいのですが...

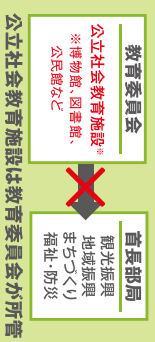
なにか  
ならんか?

地域の声

### 制度上の支障

所管が異なるため柔軟な活用が困難

公立社会教育施設は教育委員会の所管であり、観光等を所管する首長部局で行う事業の中で一体的に活用することが困難



所管が同じだと活用しやすいのですが...



地方

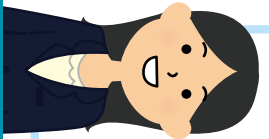
提案

### 解決策

公立社会教育施設を首長部局で所管可能にする

公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で条例により、**首長部局で所管**することを可能とする

(その場合、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講ずることとする。)



地方公共団体の判断による移管が可能になります

五

機動的で柔軟な  
地域づくりに貢献

○観光・地域振興を通じた地方創生  
○首長部局のノウハウ等活用による社会教育の振興

住民サービスの向上



博物館や図書館を活用して地域を盛り上げます!



# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要

令和元年6月  
内閣府地方分権改革推進室  
令和元年5月31日成立  
令和元年6月7日公布

## 第9次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

## 改正内容

【13法律を一括改正】

### A 都道府県から中核市への事務・権限の移譲（1法律）

- ・ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

### B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12法律）

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）
- ・ 公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に（社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・ 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に（火薬類取締法）
- ・ 都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し（建築士法）
- ・ 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止（健康増進法）
- ・ 建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建設業法）

## 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

**②公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に(地方独立行政法人法)**

- 公立大学法人が所有する土地等について、国立大学法人と同様、当面使用予定がない場合に、大学業務等に支障のない範囲で、第三者への貸付けを可能とする。
- これにより、公立大学法人が所有する土地等の有効活用による大学の財政基盤の強化が図られ、各大学の強みや特色を活かした取組による地域の教育研究水準の向上に資する。

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)

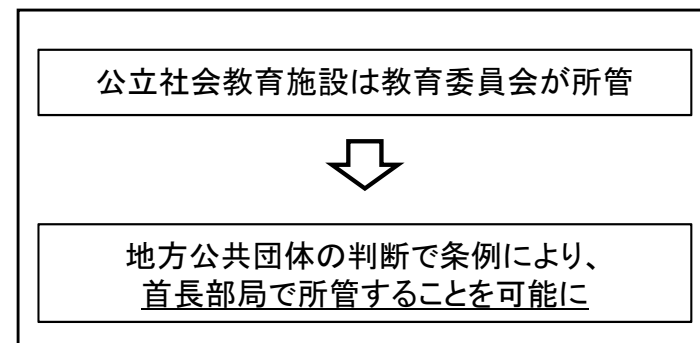
大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない土地等の第三者への貸付け

	現行	改正後
公立大学法人	×	○
国立大学法人	○	○ (変更なし)

**③公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に(社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律)**

- 教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能とする。
- これにより、移管された当該地方公共団体においては、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する。

(施行日: 公布の日)



【案1】施設全体を「町長部局」で管理運営  
※既存の図書館等も「町立」のまま  
町長部局へ移管

## 文化的施設 (施設全体)

町立図書館

町長部局所管

町立美術館

展示機能

コミュニティ機能

[組織体制が類似している団体]  
福島県須賀川市／市民交流センター「tette」

いずれも  
施設全体は  
町長部局で  
管理運営

いずれも  
施設内に  
図書館と  
美術館を  
町立の施設  
として設置  
※所管課が  
異なる

【案2】施設全体は「町長部局」で管理運営  
※既存の図書館等は「町立」のまま  
従来どおり教委で所管

## 文化的施設 (施設全体)

教育委員会所管

町立図書館

町立美術館

展示機能

コミュニティ機能

[組織体制が類似している団体]  
長野県塩尻市／市民交流センター「えんぱーく」

【案3】施設全体を従来通り「教委部局」で管理運営 ※既存の図書館等も「町立」のまま従来通り教委で所管

## 文化的施設 (施設全体)

町立図書館

教育委員会所管

町立美術館

展示機能

コミュニティ機能

▼従来どおり法令等に基づく公の施設として設置

施設全体を管理運営する部局及び所管課が異なる

【案4】施設全体を「町長部局」で管理運営 ※既存の「町立」図書館等は廃止し「機能」の1つとして位置付ける

## 文化的施設 (施設全体)

図書館機能

美術館機能

展示機能

コミュニティ機能

▼法令等に基づく公の施設として設置するのではなく施設内の機能として位置付け

【案5】上記を全て「教委部局」で管理運営

# 【組織体制】 協議会等の位置付け案（イメージ図）

【案1】 施設全体を「町長部局」で管理運営  
 ※既存の図書館等も「町立」のまま  
 町長部局へ移管

## 文化的施設 （施設全体）

町長部局所管

町立図書館

町立美術館

展示機能

コミュニティ機能

### ▶ 文化的施設運営協議会（仮称／新設）

- (1) 施設全体の管理運営に関すること  
 ※サービス計画に関することを含む
- (2) 各機能の連携等に関すること
- (3) 施設の評価及び見直しに関すること

図書館協議会  
（既存）

美術館運営審議会  
（既存）

文化財保護審議会  
（既存）

〇〇〇〇審議会  
（既存）

×××××協議会  
（既存）

案① … 新たに設置する「文化的施設運営協議会(仮称)」とは別に、既存の協議会等を従来通り存続  
 ※新たな運営協議会は既存の協議会等の代表者らで構成

案② … 既存の協議会等を、新たに設置する「文化的施設運営協議会(仮称)」に統合

案③ … 既存の協議会等のみで運営

# 管理運営体制のメリット・デメリット等

管理運営体制		メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト	法的根拠等
案 1	施設全体を「町長部局」で管理運営 ※ 既存の図書館等「町立」のまま町長部局へ移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>① まちづくりや観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進が期待される。</li> <li>② 図書館法に基づく町立の施設として明確に位置付け町の姿勢を明らかにすることで、図書館本来の役割を果たすことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育の適切な実施（教育委員会の関与）が損われる恐れ。社会教育の政治的中立性や継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等への懸念。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律</li> <li>② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律</li> <li>③ 図書館法</li> </ul>
案 2	施設全体は「町長部局」で管理運営 ※ 既存の図書館等「町立」のまま従来どおり教委で所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町長部局が施設全体を管理運営し、コミュニティ機能の拠点とすることで、まちづくりの推進が期待される。</li> <li>② 案1-②に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① まちづくりなどの行政分野（町長部局）と、社会教育（教委部局）との一体的な取り組みが難しい。</li> </ul>	案1-②③に同じ
案 3	施設全体を従来通り「教委部局」で管理運営 ※ 既存の図書館等「町立」のまま従来どおり教委で所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の活用や管理も含め「社会教育」の適切な実施が期待される。</li> <li>② 案1-②に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 案2-①に同じ</li> </ul>	案1-②③に同じ
案 4	施設全体を「町長部局」で管理運営 ※ 既存の「町立」図書館等は廃止し「機能」の1つとして位置付ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 案2-①に同じ</li> <li>② それぞれの機能について、例えば図書の有料貸出など、柔軟な対応が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 図書館法に基づく施設という定義(位置付け)を外れた場合、図書館本来の役割が損われるとともに、運用可能なサービスが制限されるといった懸念がある。</li> </ul>	—

# 組織体制のメリット・デメリット等

	組織体制	メリット	デメリット	法的根拠等
案①	新たに設置する「文化的施設運営協議会(仮称)」とは別に、既存の協議会等を従来通り存続	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設全体の管理運営や、各機能(既存組織)の連携・調整を担う組織として期待される。</li> <li>② 既存組織を存続させることで、各機能(組織)の目的や役割を十分に果たしていくことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな組織が必要となることや、既存組織間の調整が難しい。</li> </ul>	図書館法に基づく公(町)立図書館 → 図書館協議会を置くことができる。
案②	既存の協議会等を、新たに設置する「文化的施設運営協議会(仮称)」に統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織の簡素化が図られ、個々(各機能)の主張ではなく、施設全体の運営に対する協議や連携・調整が期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設全体の管理運営に関する協議・決定の場(組織)がないため、既存組織(各機能)の取りまとめや連携・調整が困難。</li> </ul>	同上
案③	既存の協議会等のみで運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織の見直しがないことでスムーズに移行でき、かつ各組織(機能)ごとに個々の主張が可能。</li> </ul>	案②-①に同じ	同上



# サービス計画(案) P21変更案



## 第4章 管理運営計画

管理運営体制 → 案1を採用  
組織体制 → 案①を採用

### 1. 管理運営 ~~組織体制~~

文化的施設は、町民の学びを支え、町の文化の発展を図り、かつ、まち全体にひらかれ、まちづくりの拠点としての役割を果たすため、既存の町立図書館・美術館を町長部局に移管※し、町立図書館・美術館を含む施設全体を町長部局の所管とします。

また、施設全体の円滑な運営と既存組織の連携調整を行うため、関係する組織の代表者等で構成する「文化的施設運営協議会(仮)」を設置し、「まちの文化が流れ、ひとにひらかれ、ひとが集まる四万十駄場」のビジョンを実現するまちと情報と町民とをつなぐ施設を目指します。

なお、文化的施設の開館までに町長部局・教育委員会事務局双方において組織体制や分掌事務の見直し、施設の最適なあり方の研究等を行うとともに、関係機関と十分に協議を行ったうえで管理運営に必要な例規の整備を行います。

文化的施設には、施設の運営全般を統括する専任の施設長のもと、施設の核となる図書館と美術館に、新たに司書や学芸員の採用を図り、職員同士が密接に連携する体制を構築します。また、文化的施設の全職員は、ビジョンの実現に向けて町と住民をつなぐ重要な役割を担うため、その役割を十分に果たせるよう、司書や学芸員の資格取得や研修参加等を奨励し、資質の向上を図ります。加えて、業務遂行においては、効率化とサービスの質の向上を図ります。

さらに、職員を中心として、町内外の有識者、ボランティアグループ、サポータークラブ(仮)等の関係機関・組織等と広く連携ができる体制を備え、ハードとソフト両面から協働して管理運営を行う施設を目指します。

#### ※町立図書館・美術館の「移管」について

2019(令和元)年6月に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第9次地方分権一括法)」に基づく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会が所管することになっている図書館、美術館等の公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能となりました。これにより、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で社会教育施設を一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資することが可能となりました。

### ~~2. 協議会組織~~ → 上記1にまとめ

### 3. …以降、番号を繰り上げた上で記載省略

## ▶公の施設の運営協議会設置の可否

Q. 公の施設の適切な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項に定める調停、審査、諮問または調査に該当しないような協議をする運営協議会を長の規則限りで設置できるか。

A. 地方自治法上「公の施設」の概念が取り入れられ一章設けられている。すなわち、公の施設は、（1）住民の利用に供するための施設であること、（2）当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること、（3）住民の福祉の増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること、（4）地方公共団体が設ける施設であること、以上のような性格を有する施設であって、その設置については条例の根拠を必要とする（法244の2）。

公の施設が住民の利用を主たる目的として設けられるものであるとしても、あくまでも、それは設置地方公共団体の広い意味での一組織であり、したがってその施設の運営は、設置者たる地方公共団体自身の自主的な意思にまかされていることは当然である。しかし、公の施設という性格から、その運営を住民の希望しているところにより合致せしめるべく、利用者たる住民の意見を取り入れる工夫がなされるべきことも必要であろう。そして、設問の場合、そのような手段の一として、公の施設の運営協議会を設けようとするものである。この運営協議会で協議された結果は、長が当該施設を適正かつ円滑に運営するための参考となるものと考えられ、結局通常の附属機関の性格のものとなるのではないだろうか。つまり、地方自治法第138条の4第3項は、「普通地方公共団体は、……執行機関の附属機関として、……調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定しているが、市に設置される設問のような運営協議会が長の諮問もないのに活動するということは一般的には考えられず、また、住民の意見を反映させるという趣旨からすれば、当然その構成員に長の補助職員以外の外部の関係者を加えることが考えられ、まさに附属機関として条例で定めることが適当と思われる。

しかしながら、住民の意思を反映させるためといっても、個々の施設ごとにそのような附属機関を設けることとすれば、いたずらに機構が膨大となり、行政の簡素合理化に反することとなるので、一般的な目的をもつた附属機関を設置し、施設の種類ごとに部会等を設置し、そこで実質的な運営を行うという方法も考えられよう。また、地方自治法第174条の専門委員の制度を活用し、関係の専門委員が合同して会議を開き、その意見を設問の場合であれば、公の施設の運営に反映させることも可能でなかろうか。さらに、実質的に住民の意見を公の施設の設置者たる地方公共団体に反映させるということであれば、必ずしも市において附属機関としての審議会を設置しなくとも、住民の側において任意の自治組織ないし会議体を作り、意見を集約して地方公共団体に提供するというような形で行政参加の方法も考えられるであろう。

## ▶地方自治法第174条（専門委員）←-----

第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門委員は、非常勤とする。

## ▶公の施設の運営協議会設置方法について

Q. 公の施設（たとえば市民会館）の運営を円滑にするため、自治法第138条の4第3項に定める調停、審査、諮問又は調査に該当しないような協議をする運営協議会を長の規則限りで設置することはできますか。運営協議会の委員は一般市民をもって充てる予定です。

A. 協議の結果は、長が公の施設を適正かつ円滑に管理するために参考とするための事実上の機関であれば、長の規則限りでも差し支えないものと考えられます。ただし、自治法第138条の4第3項の附属機関に該当する場合には条例により設置する必要があります。

平成29年12月25日条例第38号

第12編 教育／第4章 社会教育

須賀川市民交流センター条例

平成29年12月25日条例第38号

須賀川市民交流センター条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民の生涯学習の推進及び様々な市民活動の支援を図るとともに、世代や分野を超えた市民交流を促進し、もって東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地中心部ににぎわいと活気を取り戻し、震災からの創造的復興の実現を図るため、複合拠点施設として須賀川市民交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 交流センターの位置は、須賀川市中町4番地1とする。

(愛称)

第3条 交流センターの愛称は、tette(てって)とする。

(複合拠点施設)

第4条 交流センターは、次に掲げる施設を併設した複合拠点施設とする。

- (1) [須賀川市中央図書館](#)
- (2) [須賀川市こどもセンター](#)
- (3) [須賀川市民活動サポートセンター](#)
- (4) [田谷英二ミュージアム](#)

(関係条例)

第5条 前条に掲げる施設の設置及びその管理に関する事項は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。

- (1) 須賀川市中央図書館 [須賀川市図書館条例\(平成16年須賀川市条例第73号\)](#)
- (2) 須賀川市こどもセンター [須賀川市こどもセンター条例\(平成29年須賀川市条例第39号\)](#)
- (3) 須賀川市民活動サポートセンター [須賀川市民活動サポートセンター条例\(平成29年須賀川市条例第40号\)](#)
- (4) 田谷英二ミュージアム [須賀川市田谷英二ミュージアム条例\(平成29年須賀川市条例第41号\)](#)

(図書館協議会)  
第3条 法第14条第1項の規定により図書館協議会を置く。

(事業)

第6条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) [第4条に掲げる施設の統括・連絡調整及び相互連携に関すること。](#)
- (2) 生涯学習の企画及び運営に関すること。
- (3) 市民交流の推進に関すること。
- (4) [市街地中心部におけるにぎわい創出に関すること。](#)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(運営協議会)

第20条 交流センターの運営を円滑に行うため、須賀川市民交流センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は20人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交流センターの運営に関わる者
- (3) 関係団体等の代表者又は構成員
- (4) 公募による者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5編 給与／第1章 報酬・費用弁償

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和41年7月1日条例第23号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市議会の議員及び別に条例で定めるものを除く非常勤の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 特別職の職員に対しては、別表に定める報酬を支給する。

2 特別職の職員で別表に掲げるもの以外のものに対しては、勤務1日について7,000円を超えない範囲内で市長が定める額の報酬を支給する。

市民交流センター運営協議会の委員	//	7,000円	//
------------------	----	--------	----

平成27年12月21日条例第53号

第12編 教育／第1章 教育委員会  
 須賀川市教育委員会の職務権限の特例に関する条例  
 平成27年12月21日条例第53号

須賀川市教育委員会の職務権限の特例に関する条例  
 (趣旨)  
**第1条** この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の職務権限の特例を定めるものとする。  
 (職務権限の特例)  
**第2条** 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。  
 (1) 博物館その他社会教育に関する教育機関(歴史教育に関するものに限る。)の設置、管理及び廃止に関すること。  
 (2) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)  
 (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)  
 (4) 文化財の保護に関すること。  
**附 則**  
 (施行期日)  
 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この条例の施行の際、須賀川市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に須賀川市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。  
**附 則**(令和2年3月23日条例第18号抄)  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この条例の施行の際第2条各号に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則の規定により須賀川市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に須賀川市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

市の組織

- > 企画政策部
- > 総務部
- > 財務部
- > 文化交流部
- > 市民交流センター
- > 市民福祉部
- > 経済環境部
- > 建設部
- > 上下水道部
- > 会計管理者
- > 議会事務局
- > 選挙管理委員会事務局
- > 監査委員事務局
- > 農薬委員会事務局
- > 教育委員会

市の組織

令和2年4月1日から市の組織が一部変わりました。

- 企画政策部
- 総務部
- 財務部
- 文化交流部
- 市民交流センター
- 市民福祉部
- 経済環境部
- 建設部
- 上下水道部
- 会計管理者
- 議会事務局
- 選挙管理委員会事務局
- 監査委員事務局
- 農薬委員会事務局
- 教育委員会

市の組織

- > 企画政策部
- > 総務部
- > 財務部
- > 文化交流部
- > 市民交流センター
- > 市民福祉部

市民交流センター

- 総務課
- 企画課
- 中央図書館
- 長沼図書館
- 岩瀬図書館

元文科教第136号  
令和元年6月7日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
殿

文部科学省総合教育政策局長  
清水明

(印影印刷)

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正に  
ついて (通知)**

この度、第198回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「第9次一括法」という。)が成立し、令和元年6月7日に公布され、同日に一部施行されます。

第9次一括法は、平成30年12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものであり、これにより、社会教育関係では、社会教育法(昭和24年法律第207号)、図書館法(昭和25年法律第118号)、博物館法(昭和26年法律第285号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)等の一部が改正されます。

また、これに伴い、「教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令」(令和元年政令第23号。以下「改正令」という。)、**「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」**(令和元年文部科学省令第3号。以下「整備省令」という。)**、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件」**(令和元年文部科学省告示第9号。以下「改正告示」という。)がいずれも令和元年6月7日に公布・施行されます。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、その周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、これらの法令は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

（別添）

- ①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（概要）
- ②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（条文）
- ③地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（新旧対照表）
- ④地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成 31 年 4 月 25 日 衆議院地方創生に関する特別委員会）（社会教育関係抜粋）
- ⑤地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和元年 5 月 30 日 参議院内閣委員会）（社会教育関係抜粋）
- ⑥教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（条文）
- ⑦教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- ⑧地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（条文）
- ⑨図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件（条文）
- ⑩社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（平成 30 年 12 月 21 日事務連絡）

## 記

### 第一 改正の概要

今回の改正は、**教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とするものです。**

## 1 公立社会教育機関の所管に関する特例

(1) 地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、公立社会教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとすることができることとしたこと。（第9次一括法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）第23条第1項第1号、第9次一括法による改正後の社会教育法（以下「社教法」という。）第5条第3項及び第6条第3項）

(2) (1) に伴い、特定社会教育機関は、当該地方公共団体の長が所管することとしたこと。（地教法第32条、第9次一括法による改正後の博物館法（以下「博物館法」という。）第19条）

(3) (1) に伴い、特定社会教育機関の職員並びに公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会の委員の任命等は、当該地方公共団体の長が行うこととしたこと。（社教法第28条及び第30条第1項、第9次一括法による改正後の図書館法（以下「図書館法」という。）第13条第1項及び第15条、博物館法第21条）

(4) (1) に伴い、特定社会教育機関である公民館が社教法第23条の規定に違反する行為を行ったときに、当該市町村の長がその事業又は行為の停止を命ずることができることとしたこと。（社教法第40条）

(5) (1) に伴う所要の規定の整備を行ったこと。（社教法第7条、図書館法第8条、改正令による改正後の教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条第4号並びに改正後の社会教育法施行令（昭和24年政令第280号）第1条第2項、整備省令による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の4第2号及び第65条の7第2号、改正後の教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第3条第2号及び第10条第2号並びに改正後の免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第9条第1項第2号、改正告示による改正後の図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）第二の一の1の（五）の①及び第二の二の5の①）

## 2 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置

(1) 地教法第23条第1項の条例の定めるところにより特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長（以下「特定地方公共団体の長」という。）

は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとし、この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならないこととしたこと。(地教行法第 33 条第 3 項)

(2) 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないとしたこと。(社教法第 8 条の 2 第 1 項)

また、特定地方公共団体の長は、当該規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと。(社教法第 8 条の 2 第 2 項)

(3) 条例の定めるところによりその長が特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができることとしたこと。(社教法第 8 条の 3)

### 3 施行期日等

(1) 第 9 次一括法における社会教育関係の規定は、第 9 次一括法の公布の日から施行することとしたこと。(第 9 次一括法附則第 1 条)

(2) その他関係する法律について所要の規定の整備を行ったこと。(第 9 次一括法附則第 7 条)

## 第二 留意事項

(1) 特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合には、その旨を定める条例の制定が必要であるとともに、地教行法第 23 条第 2 項に基づき、地方公共団体の議会は、当該条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこと。また、地教行法第 29 条に基づき、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならないこと。



- (2) 地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理・執行することとする公立社会教育機関については、対象とする機関が明確となるよう、条例で定めること。地方公共団体に同一種別の公立社会教育機関が複数設置されている場合、そのうち一部の機関を特定社会教育機関として定めることもできること。
- (3) 特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、当該事務を除く当該地方公共団体の社会教育に関する事務は引き続き教育委員会が管理・執行するものであること。
- (4) 都道府県が関係法の規定に基づき域内の社会教育機関に関して行う以下のような助言や研修等については、社会教育機関の設置者としての事務ではないことから、特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、教育委員会が引き続き行うこと。なお、必要に応じて当該都道府県立社会教育機関と連携し行うこと。
- (都道府県教育委員会が行う助言・研修等)
- ① 公民館関係
- ・ 市町村に対して行う、市町村の設置する公民館が文部科学大臣の定める基準に従って設置・運営されるようにするための指導・助言等（社教法第 23 条の 2 第 2 項）
  - ・ 公民館の職員の研修（同法第 28 条の 2）
  - ・ 法人の設置する公民館及び公民館類似施設への指導・助言（同法第 39 条、第 42 条第 2 項）
  - ・ 法人の設置する公民館に対する事業停止命令（同法第 40 条第 1 項）
- ② 図書館関係
- ・ 司書等に対する研修（図書館法第 7 条）
  - ・ 市町村に対して行う、総合目録の作成や貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力依頼（同法第 8 条）
  - ・ 私立図書館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第 25 条、第 29 条第 2 項）
- ③ 博物館関係
- ・ 学芸員等に対する研修（博物館法第 7 条）
  - ・ 博物館の登録等に係る事務（同法第 10 条～第 16 条、第 29 条）
  - ・ 私立博物館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第 27 条、第 29 条）
- (5) 地方公共団体の長が管理・執行することができるのは、条例で定める公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の全てであること。なお、事務の一部については、従前のとおり、地方自治法第 180 条の 7 の規定により、教育委員会が、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。
- (6) 上記第一の 1 の (4) に関連して、社教法第 23 条第 1 項の解釈について、従前より周知を行ってきたところであるが、引き続き十分な周知を図りたいこと。

(別添⑩参照)

(7) 地方公共団体の判断により、その長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、当該機関が社会教育法、図書館法、図書館法、博物館法等に基づき社会教育機関であることには変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要であること。また、法律及び法律に基づき基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情報発信、審議会や協議会等の積極的な活用等が重要であること。

(8) 地方公共団体の長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO等の多様な主体との連携・調整等を行い、社会教育の振興のけん引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められること。

(9) 上記第一の2の社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置は、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等を確保することを目的とするものであること。

(10) 地教法第33条第3項に基づき特定地方公共団体の長が特定社会教育機関の管理運営に関する基本的事項に係る規則を定める場合に行う教育委員会との協議については、当該機関を従前所管してきた教育委員会が関与すること、円滑な事務の移行を図り、当該機関における社会教育の適切な実施や、教育委員会が所管する学校教育や社会教育との連携を引き続き確保する観点から行われるものであること。なお、協議の実施は規則制定時を想定していること。

(11) 社教法第8条の2に基づき特定地方公共団体の長が行う教育委員会への意見聴取は、特定社会教育機関を所管する特定地方公共団体の長と学校教育・社会教育全体の振興を図る教育委員会との緊密な連携を確保する観点から行われるものであること。特定事務のうち教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものについては、例えば、学齢期の子供を対象とした事業のうち、学校教育と密接に関連するものなどを想定していること。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係  
TEL：03-5253-4111（内線 2973）